

ワーカーズ・コレクティブが増えれば、地域が豊かになる」!

～「労働者協同組合法」法制化フォーラム～

2021年9月16日

北海道ワーカーズ・コレクティブ 連絡協議会

代表理事 齊藤 佳代子

# 生活クラブ運動からワーカーズ・コレクティブ運動

## 生活クラブ生協は「私」の道具

- ① 生活に必要な材をつくる
- ② 生活に必要な機能をつくる
- ③ 社会関係における自己表現

### 組合員の主体性

#### ワーカーズ・コレクティブの誕生

○日本では、1982年に生活クラブ神奈川がデポー開設を契機に「ワーカーズ・コレクティブにんじん(人人)」を設立。業務委託請負事業、軽食・喫茶事業を開始。翌年以降、弁当、惣菜事業の事業展開をはかったのが始まり。東京では1984年に設立。

○北海道では、1986年に5つのワーカーズが誕生

- ★予約共同購入
- ★組合員主権の自主管理・自主運営による参加型組織
- ★組合員の活動



★環境・食の安全・平和・福祉・文化・市民自治などさまざまな社会運動の実践。



★主体的な生活クラブ生協の組合員参加のあり方を労働として発展させ、自ら納得したサービスやモノを作りだす手法としてできたのが、ワーカーズ・コレクティブです。

# ワーカーズ・コレクティブとは

**出資**

○地域に必要な「もの」や「サービス」を事業化

**「誰も雇わず、誰にも雇われない」**

協同組合型の働き方です

**「平等な権利と責任」**

一人一票の権利を持ち、対等・公平な組織運営と経営に

主体的にかかわり責任を持って働きます

報酬は、労働の対価として、全員で話し合って適正に分配します

**労働**

○支えあって自分らしく働く

**経営  
責任**

○参加と責任

**「地域への貢献」**

地域の「こまった」に応えます。非営利の市民事業です

# なぜワーカーズ・コレクティブ法を求めてきたか

「法人」とは

一定の活動を営む組織が法律上で人格を認められ、  
権利・義務の主体となる権利能力を与えられたもの  
をいいます⇔自然人（個人）

「協同組合」「株式会社」「NPO法人」「社会福祉法人」  
「公益財団法人」などなど・・・

- ワーカーズ・コレクティブは法人格ではありません。
- 日本には、ワーカーズに合った法人格がありません。

# なぜワークーズ・コレクティブ法を求めてきたか

## ▶ 責任が個人に偏る

事務所を借りるための借金や機器のリース、車を買うなどの時は、メンバーのだれか一人が個人で借りたり買ったりすることになる。

## ▶ 公的な信用が得られない

事業の受託の要件に「法人であること」が課されていることが多い。  
融資や資金調達が受けにくい。

(コロナ禍で事業に影響を受けた団体への支援策である持続化給付金制度についても、法人格がない団体は対象外とされてしまいました。)

# どのような法律を求めてきたか

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン (WNJ)では、1997年からワーカーズ・コレクティブ法要綱案を作成してきた。(～2001年第3次要綱案)

- ①一人1票の権利をもつ協同組合である。
- ②事業体としての位置づけと有限責任
- ③非営利事業を明確にする。
- ④法人税の優遇措置(公益事業に対する税制優遇)
- ⑤労働法制(社会保障関連)の改革(代表にも社会保障を)
- ⑥準則主義

2007年～2011年民主党政権下で検討された「協同労働の協同組合法」は、成立寸前までこぎつけたが様々な要因で成立には至らなかった。

# 法案作成から成立まで

- ▶ 2017年4月 超党派の「協同組合振興研究議員連盟」が再編成
- ▶ 2017年5月 与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム設置
- ▶ 2017年6月 連盟の総会にオブザーバー参加 骨子素案の共有  
6月～ワーキングチームのヒアリング  
8月～骨子案をめぐる実務者会議（ワーキングチーム・ワーカーズコープ  
ワーカーズ・コレクティブ・衆議員法制局・厚労省・内閣府）

この3年間：WNJは法案作りに直接的にかかわってきました。

ワーカーズ・コレクティブの40年の活動、法制化に向けた25年の運動が、この法律に意見や実態の多くが反映されています。

- ▶ 2020年12月 「労働者協同組合法」成立

# 「労働者協同組合法案」のポイント

「労働者協同組合法」は、  
ワークライフバランス、ディーセントワークが  
十分に確保できていない現状を認識したうえで



1. 出資、意見反映、従事（3つの基本原則）
2. 多様な就労の創出
3. 地域ニーズに応える非営利市民事業



「持続可能で活力ある地域社会の実現」

※この組合は持続可能な社会の実現を目的として  
基本原則に従い事業を行わなければならない



## 【事業の具体例】

- 介護・福祉関連  
（訪問介護等）
- 子育て関連  
（学童保育等）
- 地域づくり関連  
（農産物加工品直売  
所等の拠点整備、総  
合建物管理等）
- 若者・困窮者支援  
（自立支援等）





# 「労働者協同組合」の意味



## 1、「協同労働」が社会化され、主体形成が広がる

NPO法人が1998年に制定され、現在5万を超える団体があり「NPO・非営利」という言葉や考え方が一般化したのと同様に、この法律ができることで「協同労働」が社会化され、実践と主体形成が拡がることが期待されます。

## 2、豊かな暮らしやすいまちづくりが進む

「労働者協同組合法」の目的は、持続可能で活力ある地域社会の実現です。この制度に基づいて設立した組織は、すべてがこの目的のために非営利で事業を行います。相互扶助の精神をもった「協同労働」が地域住民が主体となり拡がることで、地域の自治力の向上にもつながります。

## 3、ワークライフバランス(生活との調和)、 ディーセントワーク(意欲及び能力に応じた就労)の実現

働く者と組織とが労働契約を結ぶ(労働者保護法制下におく)ことでチープレーバーや非人間的な働き方から保護される。そのうえ、働き方の内実は組合員の意見を反映し行う「協同労働」によって創り出される。

みんなで決めた就労規則に沿って働き、働きたいと願う人の能力を発揮できる環境や条件を協同で作ります。

	労働者協同組合	NPO法人	企業組合
目的	出資・意見反映・従事を基本原則とした組織による持続可能な地域社会づくり	ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動による公益の増進	事業者・勤労者の経済的地位の向上
出資	できる 配当は認めない	できない 財政基盤の確立には弱い	できる 年2割を限度で配当できる
非営利性	非営利 営利を目的としてはいけないことを明記	非営利	営利
事業	労働者派遣事業以外制限なし	法律で定められた20の特定非営利活動に限る	制限なし
組合員資格 議決権	定款で定める個人 (4/5が働く人)	多様な会員制度 正会員であれば働いていない人も議決権を持つ	※個人、株式会社などの法人、任意団体等 (組合員従事者比率1/3以上)
認可	準則主義	県または政令市の認証	県の認可
設立要件	5人以上	10人以上	4人以上
労働契約	○	○	○

※個人との比率規制（1/4以下）、出資金比率規制（1/2以下）

# 労働者協同組合法と ワーカーズ・コレクティブの考え方

- ▶ ワーカーズ・コレクティブが求めていた**労働法制の改革**
- ▶ ・・雇用契約を結ばなくても、労働の実態に即した労働保障
- ▶ ・・代表にも労働保障を（社会保険・労災保険への加入）



○使用者がいないことを法制化することは難しい

○労働法が適用されないことは、安価な労働チープレイバーを合法的につくすることに手を貸すことになる

※ **立法論ではなく運動論**であり、ワーカーズ・コレクティブはそこを乗り越えないと法案成立は厳しい

⇒使いながら中身を変えていくということも含めて、成立を阻止しないことを確認した

## ワーカーズ・コレクティブの展望

「労働者協同組合」は、資本主義の制度的中心をなす「競争のシステム」から「助け合い・連帯のシステム」へ大きく舵をきる可以说是できると言っても過言ではありません。

ワーカーズ・コレクティブがこれまで積み重ねてきた経験と実践に誇りと自信をもって、社会を変える運動として広げていくことが必要です。労働者協同組合の法制化のタイミングは、**ワーカーズ・コレクティブにとって、認知を拡げ社会化するチャンスです。**

# ワーカーズ・コレクティブのこれから

- ▶ ワーカーズ・コレクティブは、地域貢献や働きがい生きがいを大切にし、豊かな地域社会づくりを目指して事業を行ってきました。出資をし、自分たちの意思を反映させて規定を作り「誰も雇わず、雇われない働き方」で拡げてきました。
- ▶ そのため、この制度を選択しない団体も出てくることは、予測されますし、この法律だけでは全てのワーカーズ・コレクティブを包摂することはできません。
- ▶ 労働者協同組合法という器に乗る実践と、趣旨には共感するものの制度からあふれ出た実践とが、分断されることなく、つながりあって「共に働く」文化や「ディーセントな暮らしや仕事」の領域を共に連帯して拡げていきましょう

# 北海道ワーカーズ・コレクティブは

1. 現在、法人格を取得している団体は 16 団体（ 34 中）  
NPO法人や企業組合から「労働者協同組合」に組織変更する場合  
附則第四条（組織変更）施行日から起算して三年以内には、  
この二つの法人が簡単に組織変更できる規定が実現しました。

2. 法人格取得を目指す団体

3. 様々な現状から「労働者協同組合」が難しい団体

○ その大きな要因は、利益の追求だけを目的とせず、

**利用者の信頼や地域貢献を優先する事業体** コミュニティ価格の設定

**価値と原則：ディーセントワークの実現**

最後に：自分らしい働きがいのある仕事で地域を豊かに、という主体的な働き方に誇りを持って日々活動し、協同労働を拡げていきましょう

# 書籍紹介

発行：市民セクター政策機構

